

二重導管規制に係る変更・中止命令の 判断基準に関する検討

2019年6月5日

資源エネルギー庁

二重導管規制の概要

- 二重導管規制とは、特定ガス導管事業の供給地点が一般ガス導管事業者の供給区域に含まれる場合に、当該特定ガス導管事業によりガスの使用者の利益が阻害されるおそれの有無を国が審査し、おそれがあると認められる場合には、特定ガス導管事業の届出内容に係る変更又は中止の命令を可能とする制度である。
- 二重導管規制の趣旨は、既存導管網の効率的活用を図り、一般ガス導管事業者の供給区域内の導管利用コストの上昇を抑制するとともに、効率的な導管網形成を促すことにある。

○ガス事業法（昭和29年法律第51号）

（事業の届出）

第七十二条 **特定ガス導管事業**（一般ガス導管事業者がその一般ガス導管事業の用に供する導管と接続して行うものを除く。以下この節において同じ。）を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一～六 （略）

2 （略）

3 第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る供給地点が一般ガス導管事業者の供給区域に含まれるときは、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る導管を特定ガス導管事業の用に供してはならない。

4 （略）

5 経済産業大臣は、第三項の場合において、第一項の規定による届出に係る導管を特定ガス導管事業の用に供することにより、第三項に規定する一般ガス導管事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から三十日（次項の規定により第三項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

6～9 （略）

（注）一般ガス導管事業の用に供する導管と接続して行う特定ガス導管事業の届出についても同様の規定あり（ガス事業法第55条）。

二重導管規制の変更・中止命令に係る判断基準 1/2

- 二重導管規制に係る変更・中止命令の判断は、（１）届出内容の類型整理、（２）獲得需要量を踏まえた利益阻害性評価の２ステップで行われる。
- （１）届出内容の類型整理では、特定ガス導管事業の届出内容が「変更・中止命令の不要な類型」「変更・中止命令の必要な類型」「獲得需要量を踏まえた利益阻害性評価により変更・中止命令の要否が決まる類型」のいずれに該当するかを、①届出に係る供給ガスが一般ガス導管事業者の導管により託送供給不可能なものか、②ガスの使用者が現に一般ガス導管事業者の導管によりガス供給を受けているか等の観点から、判定する。

○ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・09・28資第8号）

I. ガス事業関係

第2 処分の基準

（38） 法第72条第5項の特定ガス導管事業者に対する特定ガス導管事業の届出の内容の変更又は中止命令

法第72条第5項の特定ガス導管事業者に対する特定ガス導管事業の届出の内容の変更又は中止命令については、同項に処分の基準が規定されているところであり、より具体的には、「一般ガス導管事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれ」の有無の判断に当たっては、法第72条第1項の届出を行う者が、一般ガス導管事業者の供給区域において同項の規定による届出に係る導管（以下この（38）において「特定導管」という。）を特定ガス導管事業の用に供することにより、当該一般ガス導管事業者が設置している既存の導管網の効率的な運営を損なわず、当該一般ガス導管事業者の供給区域内に存するガスの使用者の供給条件等を悪化させる事態とならないかという観点から、**①当該特定導管が一般ガス導管事業者の導管により受け入れることができないガスを供給するものであるか否か、②当該特定導管によりガスを供給しようとするガスの使用者が現に当該一般ガス導管事業者の導管によりガスの供給を受けているものであるか否か、③当該ガスの使用者に対するガスの供給実績があるか否か、④当該特定導管が新規に設置されるものであるか否か、⑤当該一般ガス導管事業者が設置している既存の導管網に余力があるか否か**等を勘案しつつ判断するものとする。

1 ① 二重導管規制に係るこれまでの議論について

託送供給不可能ガスに係る判断基準

		新設導管・既設導管を用いたガス導管事業者によるガスの供給	
給区域内 業者Aの供 一般ガス事	一般ガス事業者Aからガスの供給を受けている既存需要	△ (注1) ※原則、国が需要家の利益阻害性を評価。	
	新規需要	○ (注2)	

託送供給可能ガスに係る判断基準

		ガス導管事業者の導管		
		新設	既設	
一般ガス事業者Aの供給区域内	一般ガス事業者Aからガスの供給を受けている既存需要	×	△ (注3) ※原則、国が需要家の利益阻害性を評価。	
	新規需要	一般ガス事業者Aの導管と直着であり、当該導管に余力がある	×	○ (注2)
		一般ガス事業者Aの導管と直着であり、当該導管に余力がない	○ (注2)	
		一般ガス事業者Aの導管と直着ではない	○ (注2)	

(注1) 当該既存需要に対してガスの供給実績があるガス導管事業者については、当該既存需要の規模が、当該ガス導管事業者が供給していた際の需要規模と比較して著しく大きくない場合には、当該ガス導管事業者による供給を認める。(利益阻害性の評価は行わない。)

(注2) 「○」としている部分であっても、ガス導管事業者が新規需要を獲得できる保証はなく、単に一般ガス事業者と顧客獲得競争を行うことができるという意味合いにとどまる点に留意が必要。

(注3) 当該既存需要に対してガスの供給実績があるガス導管事業者については、当該既存需要の規模が、当該ガス導管事業者が供給していた際の需要規模と比較して著しく大きくない場合には、当該ガス導管事業者による供給を認める。(利益阻害性の評価は行わない。) 他方、そうではない場合には、一般ガス事業者Aの供給区域内における「需要家の利益阻害性」を国が評価することとし、当該需要家の利益が阻害されないと認められる場合に限り、当該ガス導管事業者によるガスの供給を認める。なお、その他のガス導管事業者については、一般ガス事業者の既存導管網の有効利用を図る観点から、引き続きこれを認めない。

二重導管規制の変更・中止命令に係る判断基準 2/2

- (2) 獲得需要量を踏まえた利益阻害性評価では、現に一般ガス導管事業者の導管によりガス供給を受けている「既存需要」を獲得しようとする特定ガス導管事業について、「原則として、小売全面自由化後3年度間で、ネットワーク需要の4.5%に相当する既存需要の獲得が可能」との判断基準を踏まえて、変更・中止命令の要否を判断する。
- この「3年度・4.5%ルール」は、
 - ▶ 「需要家の利益阻害」とは、一般ガス導管事業者の託送料金※の値上げが実際に行われることと考えるべきであるところ、ネットワーク需要の伸びに相当する既存需要が脱落したとしても、理論上は託送料金の値上げが行われることはないこと（※託送料金は、託送原価を託送需要で除して算定される）
 - ▶ 2006-2014年度の全一般ガス事業者のネットワーク需要の平均伸び率が約1.5%/年であったこと等を踏まえて、小売全面自由化後3年度間（2017-2019年度）の基準として整理されたものである。

(参考) 第30回ガスシステム改革小委員会（2016年3月31日）資料5 事務局資料より抜粋

ガス導管事業者による既存需要の獲得に係る新たな判断基準のイメージ

<原則>

小売全面自由化後3年度間で、ネットワーク需要の4.5%に相当する既存需要の獲得が可能。

<例外>

ただし、ガス導管事業者による直接のガス供給を認めては、当該一般ガス導管事業者が、託送料金の審査要領（注）において求められる効率化努力を行った場合においても託送料金が上昇することが見込まれる場合には、当該ガス導管事業者による直接のガス供給を認めない。

（= 託送料金が実際に値上がりすることは回避。）

(注) 事前認可申請時の審査要領ではなく、小売全面自由化を実施する際に定めることとなる値上げ認可申請時には相当程度の効率化を求める旨を記載した審査要領。

現行の判断基準の検証と2020年度以降の制度についての検討

- 現行の二重導管規制に係る変更・中止命令の判断基準は、2017-2019年度の制度として整理されているため、2019年内を目処に、2020年度以降の判断基準について検討する必要がある。
- 第30回ガスシステム改革小委員会では、
2017-2019年度の検証事項例として
 - A 2017-2019年度の判断基準による、一般ガス導管事業者の導管整備促進への影響
 - B 託送供給不可能ガスに係る市場ニーズの充足状況2020年度以降の制度に関する検討事項例として、
 - ① 2017-2019年度間の獲得可能量の残余分の、2020年度以降への繰越可否
 - ② 需要家の利益障害性に関する厳格な審査を前提とした、獲得可能量を超える既存需要の獲得の許容可否を提示している。
- 本日は、上記A・Bの状況を報告した上で、上記①②等の2020年度以降の二重導管規制に係る変更・中止命令に係る判断基準に関する検討事項のリストアップを進めたい。

1 ⑤ 小売全面自由化後 4 年目以降の二重導管規制について

- 小売全面自由化後 3 年度間の二重導管規制については、前述の制度とする一方、小売全面自由化後 4 年目以降の二重導管規制をどうするかが論点。
- この点については、小売全面自由化後 3 年が経過する日までに、
 - ① 前述の制度が、一般ガス導管事業者による導管の整備促進に悪影響を及ぼしていないか否か、また、託送供給不可能ガスに係る市場ニーズを満たしているか否か。
 - ② 小売全面自由化後 3 年度間で、ガス導管事業者がネットワーク需要の4.5%を獲得していない場合には、4 年目以降に残余分を繰り越すことを認めるか否か。
 - ③ 前述の制度は、ガス導管事業者が獲得することができる既存需要について、ネットワーク需要の4.5%という上限値を設ける制度であるところ、厳格な審査を行った上で、需要家の利益が阻害されることが見込まれない場合には、上限値を超える既存需要についても、ガス導管事業者による供給を認めるか否か。

などの観点から検証し、小売全面自由化後 4 年目以降の制度を検討することとしたい。

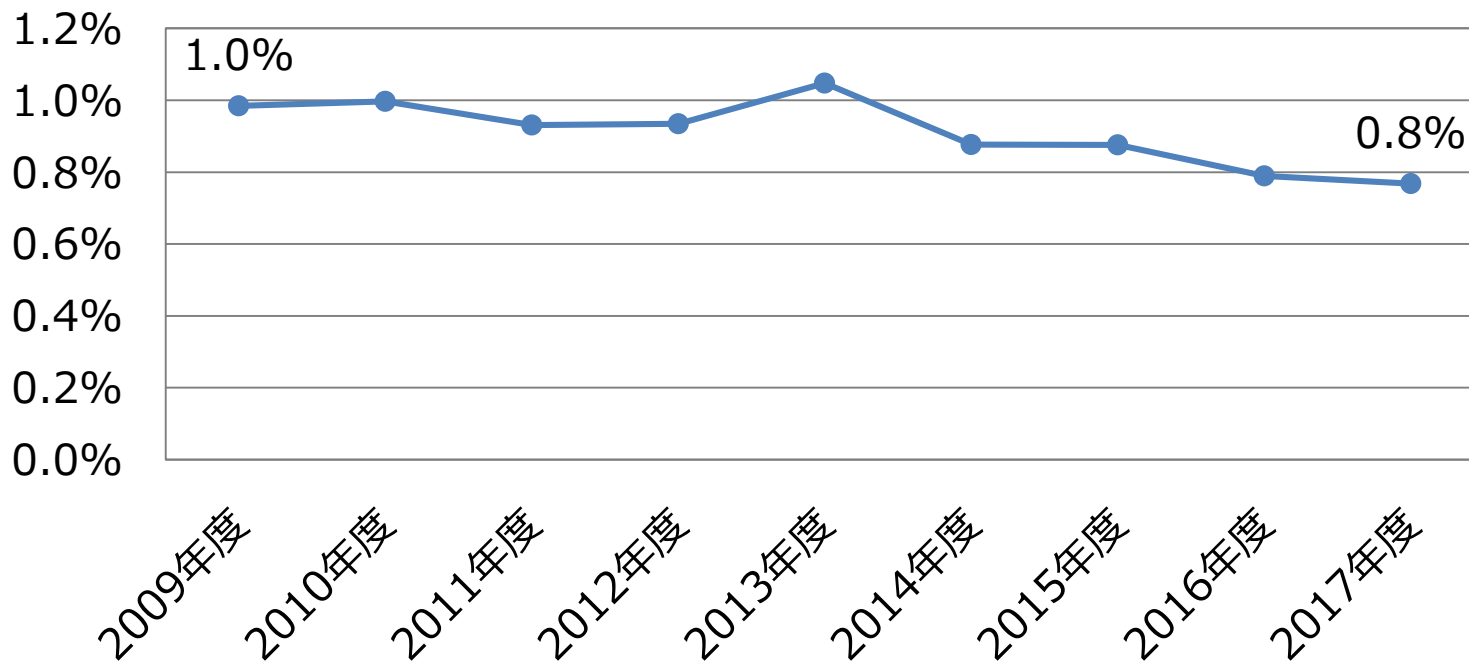
(注) いわゆる二重導管規制は、小売全面自由化後の一般ガス導管事業者と特定ガス導管事業者との関係を規律するものであるが、厳密には、旧簡易ガス事業者を含むガス小売事業者が自ら導管を敷設することにより、一般ガス導管事業者の導管ネットワークを通じてガスの供給を受ける需要家の利益が阻害されることがないかといった論点もあり得る。他方、こうしたガス小売事業者が敷設する導管は小規模であることが一般的であり、現時点では、特定ガス導管事業者によるものほど、当該需要家の利益を阻害することは想定されないことから、ガス小売事業者が行う導管敷設については、二重導管規制に係る判断基準の適用を受けないものとして整理する。(ただし、こうした導管が非常に大規模なものとなり、当該需要家に与える影響が無視できないものとなった場合には、どのような規制措置が適当かを改めて検討することとする。他方、この場合においても、LPガスを供給する旧簡易ガス事業者が敷設する導管の取扱いについては、留意が必要。)

A 一般ガス導管事業者の導管整備状況及び

B 託送供給不可能ガスに係る市場ニーズの充足状況

- 全国の一般ガス導管事業者（旧一般ガス事業者）の導管総延長は、2017年度末で約26万km。
- 2009-2017年度の導管総延長の延伸率※は、平均で年0.9%。概ね逡減傾向にあり、ガス小売全面自由化後の2017年度の延伸率は年0.8%。 ※当該年度中の延伸距離を2008年度末の導管総延長で除した値。
- 3年度・4.5%ルールにより全国で獲得された需要規模は約2.4億m³/年、件数は3件。
- 累積の需要獲得量が獲得可能量の上限に達した一般ガス導管事業者の供給区域は存在しない。

全一般ガス導管事業者(旧一般ガス事業者)の導管総延長の延伸率



2020年度以降の二重導管規制に関する検討事項例

- 2020年度以降の二重導管規制の検討に当たっては、例えば下記の事項を扱うこととしてはどうか。

例示済みの検討事項

- ① 2017-2019年度間の獲得可能量の残余分の、2020年度以降への繰越可否
- ② 需要家の利益阻害性に関する厳格な審査を前提とした、獲得可能量を超える既存需要の獲得の許容可否

追加の検討事項例

③ 獲得可能量の残量開示の可否

- 現在は、特定ガス導管事業者等が公開情報から獲得可能量を推定しており、正確な獲得可能量とその残量を把握できていない。一部事業者からは、営業活動を円滑に進めるため、残量開示の仕組みを求める声がある。

④ 獲得可能量の設定を、全国一律ではなく一般ガス導管事業者の供給区域ごとにする妥当性

- 現行の全国一律設定方式だと、供給区域における実際の需要増以上に獲得可能量が設定される場合がある。

⑤ 獲得可能量の設定における連結託送供給量の取扱い

- 3年度・4.5%ルールネットワーク需要の伸び率は、連結託送供給分も含んで算定されている。他方で、小売託送料金の算定式では、分母の需要量に連結託送供給量が含まれていない。

⑥ 供給区域外へ突出した導管需要の取扱い

- 供給区域内の導管網と一体で運用される、供給区域外へ突出した一般ガス導管事業者が特定ガス導管事業の用に供する導管（通称「ヒゲ導管」。）での託送供給量は、供給区域内の小売託送供給量と合わせて、小売託送料金の算定式の分母に計上されている。しかし、当該導管の供給地点は供給区域外にあることから、既存需要を獲得しようとする特定ガス導管事業の届出が行われても、当該届出がガス事業法上の変更・中止命令の対象とならないため、獲得可能量を超えた需要獲得が行われる可能性がある。